第10期定時株主総会招集ご通知に際しての
インターネット開示事項

事業報告

会社の新株予約権等に関する事項

業務の適正を確保するための体制

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

計算書類

株主資本等変動計算書

個別注記表

（2020年８月１日から2021年７月31日まで）

株式会社ツクルバ

事業報告の「会社の新株予約権等に関する事項」、「業務の適正を確保するための体制」及び「業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要」、計算書類の「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」につきましては、法令及び定款第18条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（https://tsukuruba.com）に掲載することにより株主の皆様に提供しております。

１．会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度末日において当社役員が有する新株予約権の状況

名称	第３回新株予約権
新株予約権の数	516個
保有人数 当社取締役（社外役員を除く）	 １名
新株予約権の目的である株式の種類及び数	当社普通株式51,600株
新株予約権の発行価額	無償
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	新株予約権１個当たり6,700円 （１株当たり　67円）
新株予約権の行使期間	2018年10月１日から 2025年８月31日まで

主な行使の条件：

(1) 本新株予約権の割当てを受けた者（以下「本新株予約権者」という。）は、本新株予約権の行使時においても、当社又は当社のグループ会社の取締役、執行役、監査役、使用人、顧問又は相談役の地位にあること（以下「権利行使資格」という。）を要する。ただし、本新株予約権者が、権利行使期間開始日の到来後に権利行使資格を喪失した場合は、当社株主総会（当社が取締役会設置会社となった場合にあっては、取締役会）の決議に基づき、その喪失の日において行使可能であった本新株予約権を行使することを、認めることができるものとする。

(2) 本新株予約権者は、当社の本新株予約権の目的たる株式が日本国内の証券取引所に上場し、かつ上場日以後６か月間を経過した場合に限り、新株予約権を行使することができる。

(3) 新株予約権者は、下記の(a)から(c)に定める制限にて新株予約権を行使できる。ただし、当社が必要と認める場合は、下記の(a)から(c)に定める制限にかかわらず、当社株主総会（当社が取締役会設置会社となった場合にあっては、取締役会）の決議により、権利行使を認めることができる。

(a) 上記(2)により権利を行使することができる日から１年以内（ただし、権利行使期間中であることを要する。）は、当該新株予約権者の有する本新株予約権の総数の40％以内に限り権利を行使することができる。

(b) 上記(2)により権利を行使することができる日から１年を経過後２年以内（ただし、権利行使期間中であることを要する。）は、当該新株予約権者の有する本新株予約権の総数の70％以内に限り権利を行使することができる。

(c) 上記(2)により権利を行使することができる日から２年を経過後（ただし、権利行使期間中であることを要する。）は、当該新株予約権者の有する本新株予約権の総数の全ての権利を行使することができる。

名称	第９回新株予約権
新株予約権の数	10,560個
保有人数 当社取締役（社外役員を除く）	 ３名
新株予約権の目的である株式の種類及び数	当社普通株式105,600株
新株予約権の発行価額	無償
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	新株予約権１個当たり3,000円 （１株当たり　300円）
新株予約権の行使期間	2020年８月１日から 2027年７月13日まで

主な行使の条件：

(1) 本新株予約権の割当てを受けた者（以下「本新株予約権者」という。）は、本新株予約権の行使時においても、当社又は当社のグループ会社の取締役、執行役、監査役、使用人、顧問又は相談役の地位にあること（以下「権利行使資格」という。）を要する。ただし、本新株予約権者が、権利行使期間開始日の到来後に権利行使資格を喪失した場合は、当社取締役会の決議に基づき、その喪失の日において行使可能であった本新株予約権を行使することを、認めることができるものとする。

(2) 本新株予約権者は、当社の本新株予約権の目的たる株式が日本国内の証券取引所に上場し、かつ上場日以後６か月間を経過した場合に限り、新株予約権を行使することができる。

(3) 新株予約権者は、下記の(a)から(c)に定める制限にて新株予約権を行使できる。ただし、当社が必要と認める場合は、下記の(a)から(c)に定める制限にかかわらず、当社取締役会の決議により、権利行使を認めることができる。

(a) 上記(2)により権利を行使することができる日から１年以内（ただし、権利行使期間中であることを要する。）は、当該新株予約権者が割当てを受けた当初の本新株予約権の総数の40％以内に相当する数に限り権利を行使することができる。

(b) 上記(2)により権利を行使することができる日から１年を経過後２年以内（ただし、権利行使期間中であることを要する。）は、当該新株予約権者が割当てを受けた当初の本新株予約権の総数の70％以内に相当する数に限り権利を行使することができる。

(c) 上記(2)により権利を行使することができる日から２年を経過後（ただし、権利行使期間中であることを要する。）は、当該新株予約権者の有する本新株予約権の総数の全ての権利を行使することができる。

(2) 当事業年度中に使用人等に対し交付した新株予約権の状況

名称	第12回新株予約権
新株予約権の数	1,634個
交付人数 当社使用人	 132名
新株予約権の目的である株式の種類及び数	当社普通株式163,400株
新株予約権の発行価額	無償
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	新株予約権１個当たり66,600円 （１株当たり　666円）
新株予約権の行使期間	2022年11月１日から 2026年10月31日まで

主な行使の条件：

(1) 本新株予約権の割当てを受けた者（以下「本新株予約権者」という。）は、本新株予約権の行使時においても、当社又は当社のグループ会社の取締役、執行役、監査役、使用人、顧問又は相談役の地位にあること（以下「権利行使資格」という。）を要する。ただし、本新株予約権者が権利行使資格を喪失した場合は、当社取締役会の決議に基づき、その喪失の日において行使可能であった本新株予約権を行使することを、認めることができるものとする。

(2) 新株予約権者は、以下の区分に従って、本新株予約権の全部又は一部を行使することができる。算出される行使可能な本新株予約権の個数に１個未満の端数が生じる場合は、当該端数を切り捨てた個数の本新株予約権についてのみ行使することができるものとする。ただし、取締役会の決議に基づき、(a)乃至(d)の行使条件を変更できるものとする。

(a) 行使期間の初日（以下、「開始日」という。）から1年間
本新株予約権が当社より付与を受けた本新株予約権の総数の25％

(b) 行使期間の１年間を経過した日から1年間
本新株予約権が当社より付与を受けた本新株予約権の総数の50％

(c) 行使期間の２年間を経過した日から1年間
本新株予約権が当社より付与を受けた本新株予約権の総数の75％

(d) 行使期間の３年間を経過した日から1年間
本新株予約権が当社より付与を受けた本新株予約権の総数の100％

名称	第13回新株予約権
新株予約権の数	677個
交付人数 当社使用人	 99名
新株予約権の目的である株式の種類及び数	当社普通株式67,700株
新株予約権の発行価額	無償
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	新株予約権１個当たり100円 （１株当たり　１円）
新株予約権の行使期間	2022年11月１日から 2030年10月31日まで

主な行使の条件：

(1) 本新株予約権の割当てを受けた者（以下「本新株予約権者」という。）は、本新株予約権の行使時においても、当社又は当社のグループ会社の取締役、執行役、監査役、使用人、顧問又は相談役の地位にあること（以下「権利行使資格」という。）を要する。ただし、本新株予約権者が権利行使資格を喪失した場合は、当社取締役会の決議に基づき、その喪失の日において行使可能であった本新株予約権を行使することを、認めることができるものとする。

(2) 新株予約権者は、以下の区分に従って、本新株予約権の全部又は一部を行使することができる。算出される行使可能な本新株予約権の個数に１個未満の端数が生じる場合は、当該端数を切り捨てた個数の本新株予約権についてのみ行使することができるものとする。ただし、取締役会の決議に基づき、(a)乃至(c)の行使条件を変更できるものとする。

(a) 行使期間の初日（以下、「開始日」という。）から1年間
本新株予約権が当社より付与を受けた本新株予約権の総数の40％

(b) 行使期間の１年間を経過した日から1年間
本新株予約権が当社より付与を受けた本新株予約権の総数の70％

(c) 行使期間の２年間を経過した日から1年間
本新株予約権が当社より付与を受けた本新株予約権の総数の100％

（３）その他新株予約権等に関する重要な事項

名称	第11回新株予約権
新株予約権の数	1,621個
保有人数 当社取締役（社外役員を含む） 当社監査役（社外役員を含む）	 ７名 ２名
新株予約権の目的である株式の種類及び数	当社普通株式162,100株
新株予約権の発行価額	新株予約権1個につき3,700円
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	新株予約権１個当たり10,450円 （１株当たり　1,045円）
新株予約権の行使期間	2023年11月１日から 2028年10月31日まで

主な行使の条件：

(1) 本新株予約権の割当てを受けた者（以下「本新株予約権者」という。）は、本新株予約権の行使時においても、当社又は当社のグループ会社の取締役、執行役、監査役、使用人、顧問又は相談役の地位にあること（以下「権利行使資格」という。）を要する。ただし、本新株予約権者が権利行使資格を喪失した場合は、当社取締役会の決議に基づき、その喪失の日において行使可能であった本新株予約権を行使することを、認めることができるものとする。

(2) 新株予約権者は、2023年7月期から2027年7月期のいずれかの事業年度における当社損益計算書（連結損益計算書を作成した場合には、連結損益計算書）に記載された売上総利益の額が下記の水準を満たしている場合に限り、各新株予約権者に割り当てられた本新株予約権のうち、当該各号に掲げる割合（以下、「行使可能割合」という。）の個数を限度として、本新株予約権を行使することができる。

(a) 売上総利益が20億円を超過した場合　　：行使可能割合　20％
(b) 売上総利益が22.5億円を超過した場合　：行使可能割合　60％
(c) 売上総利益が30億円を超過した場合　　：行使可能割合　100％

なお、当該売上総利益の判定に際しては、適用される会計基準の変更や当社の業績に多大な影響を及ぼす企業買収等の事象が発生し、損益計算書の数値を直接参照することが適切でないと取締役会が判断した場合には、当社は合理的な範囲内で別途参照すべき指標を当社取締役会にて定めることができるものとする。上記(2)により権利を行使することができる日から２年を経過後（ただし、権利行使期間中であることを要する。）は、当該新株予約権者の有する本新株予約権の総数の全ての権利を行使することができる。

２．業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

1　法令、定款及び社会規範等の遵守を目的として「コンプライアンス規程」を定めるとともに、業務上必要な法令等についてはコンプライアンスリスクとして認識し、取締役及び使用人へ必要な啓蒙、教育活動を推進する。

2　「内部通報規程」に基づき、外部の顧問弁護士等を通報窓口とする内部通報制度を制定し、不正行為等の防止及び早期発見を図る。

3　監査役は「監査役監査基準」に基づき、独立した立場で取締役の職務執行状況について監査し、適法性に関する疑義を発見した場合は、その事実を指摘し改善するよう代表取締役及び取締役会に勧告するとともに、必要に応じてその行為の差止めを請求する。

4　内部監査担当者は、「内部監査規程」に基づき、業務運営及び財産管理の実態を調査し、使用人の職務の執行が法令、定款及び当社規程に適合していることを確認の上、代表取締役に報告する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

1　取締役は、「文書管理規程」に従い、取締役の職務の執行に係る情報を文書又は電磁的媒体に記録し、保存する。取締役及び監査役は、必要に応じてこれらを閲覧できる。

2　またデータ化された機密情報については、「情報管理規程」及び「個人情報保護規程」に従い適切なアクセス制限やパスワード管理、並びにバックアップ体制を敷くことで機密性の確保と逸失の防止に努める。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

1　当社はコーポレートリスクの適切な把握及び啓蒙を目的として「リスク管理規程」を制定し、想定されるリスクに応じた有事に備えるとともに、有事が発生した場合には、当該規程に従い迅速かつ適切に対応する。

2　取締役会は、必要に応じて、リスク管理体制について見直しを行う。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

1　当社は毎月１回の定時取締役会を開催し、法定事項の決議、経営に関する重要事項の決定及び業務執行の監督等を機動的に行うことで効率的な職務執行に努める。加えて、必要に応じて臨時取締役会を開催する。

2　当社は「職務権限規程」及び「職務分掌規程」に基づき担当取締役及び各部門長への権限の委譲を行うことで、迅速かつ効率的な意思決定を確保する。

(5) 当該株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

1　子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当該株式会社への報告に関する体制

子会社の自主性を尊重しつつ、事業の状況に関する定期的な報告を受けるとともに、承認事項、協議事項、報告事項を明確にし、その執行状況をモニタリングする。

2　子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、子会社の経営に重大な影響を与える事態を把握した場合には、「リスク管理規程」に基づき適時適切に対応することにより、子会社の損害の拡大を防止し、これを最小限に止める。

3　子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

①　子会社は、職務執行に関する権限及び責任について、「職務権限規程」、「職務分掌規程」その他の社内規程において明文化し、業務を効率的に遂行する。

②　当社は、子会社の業務運営状況について内部監査を実施し、子会社と協議のうえ、必要に応じて改善を図る。

4　子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

①　当社は「コンプライアンス規程」を策定し、子会社のコンプライアンス体制の整備及び問題点の把握に努める。

②　当社の内部監査担当者は、子会社の役職員の職務執行状況について、コンプライアンスの観点から内部監査を実施する。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項、及び当該使用人への指示の実効性確保に関する事項

1　監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、監査役と協議の上、必要に応じて監査役の職務を補助する使用人を配置する。

2　当該補助使用人に対する監査役からの指示については、取締役及び所属部門長からの指揮命令を受けないこととする。

3　当該補助使用人の人事異動、考課及び懲戒処分については監査役の同意を得るものとする。

(7) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制、当該報告者が報告を理由に不利な扱いを受けないための体制及び監査役への報告に関する体制

1　取締役及び使用人は、会社に対し著しい損害を及ぼす恐れのある事実が発生する可能性が生じた場合若しくは発生した場合、又は、法令・定款に違反する重大な事実が発生する可能性が生じた場合は、その事実を監査役に遅滞なく報告する。

2　取締役及び監査役は、定期・不定期を問わず、コンプライアンス及びリスク管理への取組状況その他経営上の課題についての情報交換を行い、取締役・監査役間の意思疎通を図るものとする。

3　監査役は、重要な意思決定のプロセスや業務の執行状況を把握するため、取締役会等の重要な会議に出席するとともに、監査業務の一環として取締役会議事録及び稟議書等の重要文書を閲覧し、必要に応じて取締役及び使用人に説明を求めることができる。

4　取締役及び使用人は、監査役に対して、法定の事項に加え、業務又は業績に重大な影響を与える事項、内部監査の実施状況、内部通報制度による通報状況及びその内容を報告する体制を整備し、監査役の情報収集・交換が適切に行えるよう協力する。

5　監査役は内部通報窓口である管理部長及び顧問弁護士との情報交換を必要に応じて行い、重大なコンプライアンス上の懸念がある事象については、詳細な確認を行う。

6　監査役に報告を行った取締役及び使用人について、代表取締役等の管理者は当該報告の事実を理由として不利益な取り扱いを行ってはならない。

(8) 子会社の取締役、監査役、業務を執行する社員、会社法第598条第１項の職務を行うべき者その他これらの者に相当する者及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が監査役に報告をするための体制

1　子会社の取締役及び使用人は、法令及び規程に定められた事項のほか、当社の監査役から報告を求められた事項について速やかに当社の監査役に報告する。

2　子会社の取締役及び使用人は、子会社に著しい損害を及ぼす事実またはそのおそれのある事実を把握した場合は、直ちに当社の子会社担当者に報告し、当社の子会社担当者は速やかに当社の監査役にその内容を報告する。

3　子会社は、法令・定款違反等を未然に防止する体制として内部通報制度を導入し、子会社における法令、定款、又は社内規程に違反する重大な事実、その他コンプライアンス上の重大な問題に係る通報について、当社の監査役への適切な報告体制を確保する。

(9) 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

1　監査役監査に必要な費用については、毎期の予算策定時に監査役より管理部門に見込みを提示する。会社は、当該費用については会社運営上必要な経費として支給する。
2　当該予算を超過する費用については、事前に監査役より管理部門宛に請求理由とともに申請し、必要な手続きを経た上で支給する。
3　なお上記の支給方法は前払い・後払いのいずれの方法も可能とする。

(10) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

1　取締役は、監査役が取締役会その他重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、重要な会議に出席できる環境を整備するとともに、内部監査担当者、会計監査人及び外部の専門家等と必要に応じて連携できる環境を構築する。
2　監査役は会計監査人及び内部監査担当者と定期的に会合を持ち、各監査人の監査状況を共有し、効果的かつ効率的な監査の実施に努める。

(11) 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社は財務報告の信頼性確保のため、財務報告に係る内部統制システムの整備・構築を行い、その仕組みが有効かつ適切に機能することを定期的・継続的に評価するための体制を構築する。

(12) 反社会的勢力との取引排除に向けた基本的考え方及びその整備状況

1　当社は、反社会的勢力に対する毅然とした対応を取ること、反社会的勢力との一切の関係を拒絶することを「反社会的勢力排除に関する規程」に定め、全ての取締役及び監査役並びに使用人に周知徹底する。
2　反社会的勢力による不当要求、組織暴力及び犯罪行為に対しては、顧問弁護士、警察等の外部専門機関と連携し、解決を図る体制を整備する。

３．業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当事業年度における、当社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概況は、以下のとおりであります。

(1) 取締役の職務執行

当社は「取締役会規則」に基づき、原則として毎月１回取締役会を開催し、法令又は定款に定められた事項及び経営上重要な事項の決議を行うとともに、取締役の職務執行の監督を行っております。また、社外取締役が３名在籍しており、取締役会における当社取締役の職務執行の監督機能を強化しております。なお、当事業年度においては、取締役会を15回開催いたしました。

(2) コンプライアンス

当社が社会的信頼を確保し、さらなる発展を遂げるためには、全社的なコンプライアンス体制の強化及び推進が不可欠であると認識しております。そのため、当社において「コンプライアンス規程」を定め、その周知徹底を図りました。また、法令違反その他のコンプライアンスに関する社内相談・報告体制として「内部通報規程」を定め、その周知徹底を図りました。

(3) リスク管理

当社は、リスクの軽減及び損失の最小化を図るため、「リスク管理規程」、「反社会的勢力排除に関する規程」等を定めており、全社的なリスク管理体制を強化しております。また、弁護士、公認会計士、税理士、社会保険労務士などの外部専門家の助言を受けられる体制を整えており、問題となりうる事項の早期発見に努めております。なお、「内部監査規程」を定め、当社の内部監査担当者が関連部署を内部監査することで、リスク管理体制全般の適切性、有効性について問題がないことを確認いたしました。

(4) 監査役の監査

監査役は、「監査役監査基準」に従って、株主総会、取締役会に出席するほか、監査計画に基づき重要書類の閲覧、役職員への質問等の監査手続を通じて、経営に対する適正な監視を行いました。また、内部監査担当者及び会計監査人と綿密な連携をとり、監査の実効性と効率性の向上に努めました。

株主資本等変動計算書

（2020年８月１日から
2021年７月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	新株式申込証拠金	資本剰余金		
			資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	610,183	―	866,458	456,319	1,322,777
事業年度中の変動額					
新株の発行（新株予約権の行使）	22,297		22,297		22,297
新株式申込証拠金の払込		200,000			
減資	△601,848		△858,123	1,459,971	601,848
欠損填補				△797,006	△797,006
当期純損失（△）					
自己株式の取得					
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
事業年度中の変動額合計	△579,550	200,000	△835,825	662,964	△172,861
当期末残高	30,632	200,000	30,632	1,119,283	1,149,915

（単位：千円）

	株主資本				新株予約権	純資産合計
	利益剰余金		自己株式	株主資本合計		
	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計				
当期首残高	△797,006	△797,006	△62,421	1,073,531	1,276	1,074,807
事業年度中の変動額						
新株の発行（新株予約権の行使）				44,595		44,595
新株式申込証拠金の払込				200,000		200,000
減資				―		―
欠損填補	797,006	797,006		―		―
当期純損失（△）	△482,465	△482,465		△482,465		△482,465
自己株式の取得			△65	△65		△65
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					42,921	42,921
事業年度中の変動額合計	314,541	314,541	△65	△237,935	42,921	△195,014
当期末残高	△482,465	△482,465	△62,486	835,596	44,197	879,793

個別注記表

重要な会計方針

１．資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式……移動平均法による原価法

その他有価証券

時価のないもの……　移動平均法による原価法

(2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

販売用不動産……個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

仕掛品……個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

２．固定資産の減価償却の方法

有形固定資産……定率法

ただし、1998年４月以降に取得した建物（建物附属設備を除く）及び2016年４月以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建　　物	３～47年
構　築　物	15年
工具器具備品	３～10年

無形固定資産……定額法

なお、自社利用のソフトウエアについては、社内における利用可能期間（５年以内）に基づく定額法を採用しております。

３．引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金……債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

４．その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

(1) 繰延資産の処理方法

株式交付費……支出時に全額費用として処理しております。

社債発行費……支出時に全額費用として処理しております。

(2) 消費税等の会計処理

消費税等の処理方法……税抜方式によっております。

表示方法の変更

（「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用）

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（企業会計基準第31号　2020年３月31日）を当事業年度の年度末に係る計算書類から適用し、計算書類に重要な会計上の見積りに関する注記を記載しております。

重要な会計上の見積りに関する注記

固定資産の減損の判定

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

	当事業年度
建物	157,624千円
構築物	1,538千円
工具器具備品	24,509千円
土地	99,923千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

当社では、減損の判定にあたって、概ね独立したキャッシュ・フローを生み出す最小の単位を基礎とした資産グループ単位により、共用資産についてはより大きな単位により行っております。

これらの資産グループに関する減損の兆候を識別するため、営業損益等が継続してマイナスとなっているか、又は経営環境の著しい悪化などにより前期と当期以降の見込みが明らかにマイナスとなるかどうかなどについて検討を行っております。

減損の兆候を識別した資産グループに対しては、割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回る場合に減損損失を認識しております。割引前将来キャッシュ・フローの総額の見積りについては、将来の取引件数の増加及び手数料率の確保などを主要な仮定として策定しております。

当事業年度において、cowcamo（カウカモ）事業及び共用資産を含むより大きな単位では、継続的に営業損益がマイナスとなっていることから、減損の兆候を識別しております。これらの資産グループについて、減損の認識の判定を行った結果、cowcamo（カウカモ）事業では、割引前将来キャッシュ・フローの総額が資産の帳簿価額を下回ったことから、帳簿価額の全額103,636千円を減損損失として特別損失に計上しております。一方、共用資産を含むより大きな単位では、割引前将来キャッシュ・フローの総額が資産の帳簿価額を上回ったことから、減損損失の計上は不要と判断しております。

なお、将来キャッシュ・フローの見積りには不確実性を伴うことから、事業計画どおりに推移しなかった場合には、翌事業年度以降の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

追加情報

（資産の保有目的の変更）

当事業年度において、固定資産の一部について保有目的を変更したことに伴い、有形固定資産（土地、建物）107,094千円を販売用不動産へ振り替えております。

貸借対照表に関する注記

１．担保資産

（１）担保に供している資産

販売用不動産	97,361千円
建物	82,905千円
土地	99,923千円
計	280,190千円

（２）担保に係る債務

1年内返済予定の長期借入金	12,376千円
長期借入金	228,331千円
計	240,707千円

２．有形固定資産の減価償却累計額　71,597千円

減価償却累計額には、減損損失累計額が含まれております。

３．関係会社に対する金銭債権債務

短期金銭債権	1,693千円
短期金銭債務	498千円

４．新株式申込証拠金

株式の発行数	250,000株
資本金増加の日	2021年8月6日
資本準備金に繰入れる予定の金額	100,000千円

損益計算書に関する注記

１．関係会社との取引高

営業取引による取引高

売上高	720千円

株主資本等変動計算書に関する注記

１．当事業年度末の発行済株式の種類及び総数

株式の種類	当事業年度期首株式数(株)	当事業年度増加株式数(株)	当事業年度減少株式数(株)	当事業年度末株式数(株)
普通株式	9,799,700	327,200	－	10,126,900
合計	9,799,700	327,200	－	10,126,900

（変動事由の概要）

普通株式の株式数の増加は、新株予約権の行使による増加327,200株であります。

２．当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

株式の種類	当事業年度期首株式数(株)	当事業年度増加株式数(株)	当事業年度減少株式数(株)	当事業年度末株式数(株)
普通株式	335,600	71	－	335,671
合計	335,600	71	－	335,671

（変動事由の概要）

普通株式の自己株式の株式数の増加71株は、単元未満株式の買取りによるものであります。

３．当事業年度末における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

普通株式　261,800株

税効果会計に関する注記

１．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

未払事業所税	1,519 千円
資産除去債務	4,547 〃
減損損失	86,585 〃
投資有価証券評価損	1,988 〃
税務上の繰越欠損金	331,126 〃
株式報酬費用	7,218 〃
その他	964 〃
繰延税金資産小計	433,950千円
評価性引当額	△433,950 〃
繰延税金資産合計	―千円

リースにより使用する固定資産に関する注記

１．ファイナンス・リース取引

該当事項はありません。

２．オペレーティング・リース取引

（借主側）

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

１年内	157,251 千円
１年超	351,280 〃
合計	508,531 千円

金融商品に関する注記

１．金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金繰計画に照らして、一時的な余資は流動性の高い金融商品で運用し、主に運転資金を銀行借入、社債及び転換社債型新株予約権付社債により調達しております。デリバティブ取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

投資有価証券は、非上場株式であり、主に発行体の信用リスクを伴っております。

敷金及び保証金は、主に営業店舗の不動産賃貸借契約に基づく敷金及び保証金であり、貸主の信用リスクに晒されております。

営業債務である未払金及びその他の金銭債務（社債・借入金・転換社債型新株予約権付社債を除く）は、概ね１年以内の支払期日であります。社債・借入金・転換社債型新株予約権付社債は、主に運転資金と設備投資に係る資金調達を目的としたものであります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、販売管理規程に従い、営業債権について、管理部門が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、各営業担当者に入金状況を随時連絡しており、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

投資有価証券については、定期的に発行体の財務状況等を把握し、保有状況を継続的に見直しております。

② 市場リスクの管理

長期借入金の金利変動リスクについては、分割返済などによりその影響を緩和するとともに、管理部門が金利変動状況を管理しております。

③ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、各部署からの報告に基づき管理部門が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

２．金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません（(注２）を参照ください。)。

	貸借対照表計上額 （千円）	時価 （千円）	差額 （千円）
(1) 現金及び預金	2,243,310	2,243,310	－
(2) 売掛金	30,845	30,845	－
(3) 敷金及び保証金 （※１）	32,799	32,576	△223
資産計	2,306,956	2,306,733	△223
(1) １年内償還予定の社債	80,000	80,000	－
(2) １年内返済予定の長期借入金	111,193	111,193	－
(3) 未払金	118,962	118,962	－
(4) 未払費用	54,178	54,178	－
(5) 未払法人税等	690	690	－
(6) 預り金	32,597	32,597	－
(7) 社債	260,000	255,092	△4,907
(8) 長期借入金	746,549	741,153	△5,395
負債計	1,404,170	1,393,867	△10,303

（※１）貸借対照表計上額及び時価には、資産除去債務相当額を含めております。

（注１）金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資　産

(1) 現金及び預金及び(2) 売掛金

これらはすべて短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 敷金及び保証金

敷金及び保証金の時価については、返還時期を見積もった上で、将来キャッシュ・フローを国債の利回りを基礎とした合理的な割引率で割り引いた現在価値により算定しております。

負　債

(1) 1年内償還予定の社債、(2) １年内返済予定の長期借入金、(3) 未払金、(4) 未払費用、(5) 未払法人税等、並びに(6) 預り金

これらはすべて短期で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(7) 社債及び (8) 長期借入金

社債及び長期借入金の時価については、元利金の合計額を、新規に同様の借入取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

（注２）時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の貸借対照表計上額

（単位：千円）

区分	2021年７月31日
投資有価証券	2,754
関係会社株式	2,000
敷金及び保証金	76,131
転換社債型新株予約権付社債	700,000

投資有価証券、関係会社株式、並びに転換社債型新株予約権付社債については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、上表には含めておりません。

敷金及び保証金については、償還期限の合理的な見積りが困難なことから、時価を把握することが極めて困難と認められるため、上表には含めておりません。

（注３）金銭債権の決算日後の償還予定額

	１年以内（千円）	１年超５年以内（千円）	５年超10年以内（千円）	10年超（千円）
現金及び預金	2,243,310	－	－	－
売掛金	30,845	－	－	－
敷金及び保証金	－	5,116	7,992	19,691
合計	2,274,156	5,116	7,992	19,691

（注４）社債及び長期借入金の決算日後の返済予定額

	１年以内（千円）	１年超２年以内（千円）	２年超３年以内（千円）	３年超４年以内（千円）	４年超５年以内（千円）	５年超（千円）
社債	80,000	80,000	80,000	80,000	20,000	－
転換社債型新株予約権付社債	－	－	－	－	700,000	－
長期借入金	111,193	140,402	56,820	106,820	62,820	379,687
合計	191,193	220,402	136,820	186,820	782,820	379,687

賃貸等不動産に関する注記

1.　賃貸等不動産の状況に関する事項

当社では、東京都その他の地域において、賃貸用の集合住宅(土地を含む。)を有しております。

2.　賃貸等不動産の時価に関する事項

貸借対照表計上額	時価
182,828千円	210,889千円

（注１）貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。

（注２）当期末の時価は、主として固定資産税評価額に基づいて自社で算定した金額（指標等を用いて調整を行ったものを含む）であります。

関連当事者との取引に関する注記

役員及び主要株主（個人の場合に限る）等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金（千円）	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合（%）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
役員及び主要株主	村上浩輝	—	—	当社代表取締役	（被所有）直接 19.9 間接 11.6	—	ストック・オプションの権利行使（注）1	11,970 (113,200株)	—	—
						債務被保証	借入金に対する債務保証（注）2	225,380	—	—
役員及び主要株主	中村真広	—	—	当社代表取締役	（被所有）直接 15.5 間接 10.2	債務被保証	借入金に対する債務保証（注）2	225,380	—	—
役員	小池良平	—	—	当社取締役	（被所有）直接 0.4	—	ストック・オプションの権利行使（注）1	11,970 (39,900株)	—	—

（注）1．ストック・オプションの行使

2015年9月9日臨時株主総会決議に基づき付与された第2回ストック・オプション、2017年7月14日臨時株主総会決議に基づき付与された第5回ストック・オプション、2018年6月13日開催の臨時株主総会の決議に基づき付与された第9回ストック・オプションのうち、当事業年度における権利行使を記載しております。

（注）2．借入金に対する債務保証

当社は、銀行借入金に対して当社代表取締役村上浩輝及び当社代表取締役中村真広より債務保証を受けております。上記の取引金額のうち、両者から連帯して債務保証を受けている取引金額は225,380千円であります。なお、本債務保証行為に際し、保証料の支払いは行っておりません。

1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	64円91銭
1株当たり当期純損失	△50円10銭

重要な後発事象に関する注記

（第三者割当による新株式の発行）

当社は、2021年６月30日開催の取締役会において、以下のとおり、第三者割当による新株式発行を行うことを決議し、2021年８月６日に払込が完了いたしました。

１．本第三者割当増資の概要

払込期日	：2021年８月６日	
発行新株式数	：普通株式 1,250,000株	
発行価額	：１株につき 800円	
調達資金の額	：1,000,000,000円	
資本組入額の総額	：500,000,000円	
募集又は割当方法	：第三者割当により、以下のとおり割り当てます。	
	佐護勝紀	250,000株
	株式会社ワングローブキャピタル	1,000,000株

２．資金の使途

当社は、今後中長期にわたりcowcamo(カウカモ)事業における流通総額の最大化による成長を企図しており、cowcamo(カウカモ)事業の今後の成長に向けた投資資金に充当する予定であります。

（減資）

当社は、2021年９月13日開催の取締役会において、資本金及び資本準備金の額の減少並びに剰余金の処分について、2021年10月28日開催予定の定時株主総会に付議することを決議いたしました。

１．資本金及び資本準備金の額の減少並びに剰余金の処分の目的

今回の資本金及び資本準備金の額の減少は、現在生じております利益剰余金の欠損額を解消し、財務体質の健全化の確保を図るとともに今後の資本政策の機動性及び柔軟性を確保し、柔軟な資本政策の展開を可能とすることにより、企業価値の向上を図ることを目的としております。

２．資本金の額の減少の要領

(1) 減少する資本金の額

当社の2021年９月13日現在の資本金の額530,632,500円のうち、520,632,500円を減少して、10,000,000円といたします。

(2) 資本金の額の減少の内容

会社法第447条第１項の規定に基づき、発行済株式総数を変更することなく、資本金の額のみを減少し、減少額520,632,500円をその他資本剰余金に振り替えます。

３．資本準備金の額の減少の要領

(1) 減少する資本準備金の額

当社の2021年９月13日現在の資本準備金の額530,632,500円のうち、520,632,500円を減少して、10,000,000円といたします。

(2) 資本準備金の額の減少の内容

会社法第448条第１項の規定に基づき、資本準備金の額のみを減少し、減少額520,632,500円をその他資本剰余金に振り替えます。

４．剰余金の処分の内容

会社法第452条の規定に基づき、資本金及び資本準備金の額の減少の効力発生を条件に、資本金及び資本準備金より振り替えたその他資本剰余金の金額の一部482,465,705円を減少させて繰越利益剰余金に振り替えることにより、欠損の補填に充当いたします。

５．減資の日程

(1)	取締役会決議日	2021年9月13日
(2)	定時株主総会決議日	2021年10月28日（予定）
(3)	債権者異議申述公告日	2021年10月29日（予定）
(4)	債権者異議申述最終期日	2021年11月29日（予定）
(5)	減資の効力発生日	2021年11月30日（予定）